

## 事業者への支援

### 持続化給付金

#### (中堅・中小法人・個人事業者向け)

事業全般に広く使用できる給付金を支給します。

- 人ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者
- ¥200万円(法人)、100万円(個人事業者)
- 問持続化給付金事業コールセンター☎0120-115-570



### 市内小規模事業者への給付金

事務所や店舗を賃借中で、原則、前年同月比で20%以上売上高が減少している小規模事業者に、月額賃料相当額の2分の1の3カ月分を給付します。

- ¥上限30万円
- 問生活経済課☎内線2552



### 固定資産税などの減額

中小事業者などが所有し、事業用に使用している家屋と償却資産に係る固定資産税などを、令和3年度分に限り、売上高の減少分に応じて全額または2分の1を軽減します。

- また、先端設備等に該当する一定の事業用家屋と構築物について、取得した翌年度から3年度分、固定資産税を全額軽減する予定です。
- 問資産税課☎内線2363



### 労働保険料の申告・納付期限の延長

いずれも期限が8月31日まで延長されました。また、事業に係る収入に相当の減少があった場合、申請により、1年間納付を猶予できます。



- 問東京労働局適用・事務組合課☎03-3512-1628
- 三鷹労働基準監督署労災課☎67-3422

### 厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」(PDF)



## 学生への支援

### 学生支援緊急給付金

- 人アルバイトの解雇などに伴い、収入が減少した大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校に通う学生(留学生含む)
- ¥20万円(住民税非課税世帯の学生)、10万円(それ以外の学生)
- 問在籍する各学校



### 税金・保険料などの支払いに関する猶予・相談・減免

#### 納付が困難な方

ご相談ください。

- 問市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など=納税課☎内線2431、介護保険料=介護保険課☎内線2680



#### 上下水道料金の支払いの猶予

最長4カ月分の支払いを猶予します。

- 問東京都水道局多摩お客さまセンター☎0570-091-101(ナビダイヤル)、☎042-548-5110



#### 国民年金保険料の免除

令和2年2～6月分の同保険料の免除申請ができます。

- 人同感染症の影響により、所得が相当程度下がった方
- 申年金手帳、本人確認書類(運転免許証など)、国民年金保険料免除・納付猶予申請書および所得の申立書(日本年金機構ホームページ<下記二次元コード>・市民課<市役所1階3番窓口>・ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004で入手)を郵送で「〒180-8621武蔵野年金事務所」または直接市市民課へ
- 問同事務所☎56-1411・同課☎内線2394



## 都内で子どもの死亡事故が発生しています 交通ルールの再確認を！

問都市交通課☎内線2883

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛の効果もあり、4月末時点での市内の交通事故件数は昨年の132件から118件に減少しました。一方で、子どもの事故については、都内で3人のお子さんが交通事故により亡くなっており、市内の交通人身事故に占める子どもの割合も、昨年の約6.4%から7.6%に増えています。

今後は、学校と経済活動の再開により、お子さんの外出の機会が増えることが予想されます。いま一度、事故防止に向けて交通ルールの確認をお願いします。

#### 保護者のみなさんへ

上記の子どもの死亡事故は、いずれも横断歩道を通行中に発生しました。お子さんの命を守るため、交通事故に遭わないための4つのルールをお子さんと再確認してください。

- 青信号でも、必ず左右を確認して、車が確実に止まってから横断する
- 車道への飛び出しや、車の前後からの横断は絶対にしない
- 自転車に乗る際は必ずヘルメットを正しくかぶる
- 一時停止場所や見通しの悪い場所は確実に止まって安全確認する



#### ドライバーのみなさんへ

横断歩道での重大事故が多発しています。横断歩道は歩行者優先です。渡ろうとしている歩行者がいたら、必ず停止してください。車の死角には歩行者がいるものと考え、危険を予測した運転をしてください。特に子どもは体が小さいため、見落とさないように注意してください。

外出自粛期間中に減少した交通量や人出が通常に戻りつつあります。改めて、運転の際には細心の注意をお願いします。

## 総合保健センター 事業の再開

申問健康推進課☎内線4227へ

部屋の換気や消毒、講座の人数を減らすなど、感染症対策をとったうえで事業を再開します。来所の際は、検温、マスクの着用や手洗いにご協力ください。

#### 6月上旬から再開している事業

- ゆりかご面接(妊婦面接)
- 産後ケア「ゆりかごプラス」

#### 今後再開する事業と再開日

予約はいずれも6月22日(月)からです。

- 離乳食講習会 各講座 日7月から
- 幼児歯科健診 日7月2日(休)
- 乳幼児健康相談(当面の間予約制) 日7月3日(金)
- 健康栄養歯科相談 日7月7日(火)
- 両親学級 日7月11日(土)
- 母親学級(7月中は1日コース) 日7月14日(火)
- はじめての歯みがき講習会 日7月21日(火)
- プレママ講習会 日7月28日(火)
- プレママパパ講習会 日8月29日(土)

